

袋井市子ども読書活動推進計画

(第3次)

～ 子どもが本を楽しむまちをめざして ～



平成29年4月

袋井市教育委員会

はじめに

本市の第2次総合計画では、「子どもがすこやかに育ちみんなが健康で幸せに暮らすまち」をまちづくりの基本目標に、子どもたちの育ちを支える取組として、安心して産み育てられる環境を充実するとともに、未来をたくましく生きる力を育む教育を推進することとしています。

また、「心ゆたかな人づくり」を教育理念に掲げ、徳「ゆたかな心」・知「確かな学力」・体「健やかな体」の調和のとれた人格の育成を念頭に教育活動を進めています。

そのような中、読書活動を通じて子どもたちの成長を促すように、子どもが自然に読書に親しめる環境を整備するため、平成19年3月に「袋井市子ども読書活動推進計画」を、さらにその成果と課題を踏まえて、平成24年4月には「袋井市子ども読書活動推進計画（改訂版）」を策定し、家庭、学校、地域等が連携・協力してその施策に取り組んでまいりました。

このたび、これまでの取組で得られた成果と新たに生じた課題を踏まえ「袋井市子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定しました。中でも、幼児期からの読書の重要性についての理解を深めるため、幼児、保護者を対象とした読み聞かせや各種講座を充実すること、また、読書に障がいのある子どもたちが豊かな読書活動を体験できるよう積極的に各施策を展開してまいります。

なお、これらの取組は、学校や行政ばかりでなく、家庭や地域のボランティアの皆様のご協力があってこそ実現していくものであることは言うまでもありません。今後とも市民の皆さまの御理解・御協力をお願いいたします。

平成29年4月

袋井市教育委員会

目 次

第1章 基本的な考え方	・・・・・・・・・・	1
1 計画の目的と背景	・・・・・・・・・・	1
2 計画の期間	・・・・・・・・・・	1
3 前計画の取組成果	・・・・・・・・・・	2
4 計画の基本方針	・・・・・・・・・・	3
※ 袋井市子ども読書活動推進計画の体系	・・・・・・・・・・	5
第2章 施策の方向性と取組	・・・・・・・・・・	6
1 家庭における読書活動の推進	・・・・・・・・・・	6
2 地域における読書活動の推進	・・・・・・・・・・	9
3 保育所・幼稚園における読書活動の推進	・・・・・・・・・・	10
4 学校における読書活動の推進	・・・・・・・・・・	12
5 市立図書館における読書活動の推進	・・・・・・・・・・	18
6 啓発・広報等	・・・・・・・・・・	22

第1章 基本的な考え方

1 計画の目的と背景

子どもたちが、変化の激しい現代社会を生き抜くためには、自ら考え、行動し、心豊かに成長していくことが必要です。そのために、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の「生きる力」を育むことが大切であり、読書によりその力を養うことが有効な手段の一つでもあります。

しかし、近年、生活環境の変化や様々なメディアの発達・普及などを背景として、子どもから大人まで「読書離れ」「活字離れ」が指摘されています。このため、新しい学習指導要領において、各教科等を通じて言語活動の充実を図るとともに、自ら必要な情報を収集、判断し、表現、発信し、他と協働して新たな価値を見いだしていく情報活用能力が求められています。幼稚園教育要領でも、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることが定められています。

この計画は、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に則り、市民と行政が協働して子どもの成長に資することを目的とし、国、県の動向、市の現状や課題を踏まえて「袋井市子ども読書活動推進計画（第3次）」（以下「推進計画」という。）を策定するものです。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。その間、必要に応じて、その見直しを図り、計画を実効性あるものにしていきます。

3 前計画の取組成果

(1) 前計画での努力目標の推移

No.	目標項目	平成23年度 実績	平成28年度 目標	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績
1	1週間に一度は家庭で本に親しむ子どもの割合	新規	80%	78.2%	81.4%	84.1%	83.0%
2	子どもの1か月の目標読書冊数	小学校 9冊	低学年 10冊	36.1冊	33.8冊	25.1冊	22.1冊
			中学年 7冊	11.7冊	15.4冊	11.4冊	10.4冊
			高学年 4冊	7.8冊	7.3冊	5.5冊	5.4冊
		中学校 3冊	中学校 3冊	3冊	4冊	3.9冊	3.2冊
3	学校の図書標準を達成している学校数の割合	小学校 25%	小学校 75%	33%	42%	58%	83%
		中学校 0%	中学校 75%	0%	25%	0%	0%
4	学校図書館に学校司書等を配置している割合	小学校 100%	小学校 100%	100%	100%	92%	100%
		中学校 100%	中学校 100%	100%	100%	100%	100%
5	司書教諭としての担当時間	週0時間	週1時間	週1時間	週0.7時間	週0.5時間	週1.4時間
6	市立図書館の児童図書の蔵書冊数	97,465冊	100,000冊	98,185冊	99,438冊	100,962冊	102,503冊
7	市立図書館の児童図書の年間貸出冊数	238,226冊	300,000冊	254,111冊	256,103冊	235,070冊	242,260冊
8	「子ども読書の日」(4月23日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、市立図書館の割合	新規	80%	100%	100%	81%	69%
9	「読書週間」(10月27日～11月9日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、市立図書館の割合	新規	80%	100%	100%	94%	75%

(2) 前計画での主な成果

- ア セカンドブック事業を開始しました。
- イ 乳幼児おはなし会、2歳児向けおはなし会を開始しました。
- ウ 保健センターに乳幼児向けの図書を設置しました。
- エ 「茶の間ひととき親子読書」事業を全市に拡大しました。
- オ 司書教諭として担当する時間が増加しました。

4 計画の基本方針

全ての子どもが、自主的に読書活動を行うことを目指します。

そのため、次に述べるような、子どもの成長に沿って読書の質を高めていけるよう「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、保育所（園）・幼稚園・幼保園、小学校、中学校、高等学校の連携をさらに強め進めていきます。

また、子どもの発達段階に応じた「読書環境の整備」を家庭、地域、学校を通じ社会全体で連携・協力し進めていきます。

(1) 乳幼児期への働きかけ

乳幼児期には、「本と出会い、本を知る」ことにより、豊かな心が生まれ、読書への意欲が高まります。それは、両親や祖父母など身近な人からの心のこもった読み聞かせ等により、本の楽しさを分かち合うところから始まります。

ア 親子のふれあいを重視した読み聞かせ等の取り組みの啓発・普及を図るなど支援します。

イ 市立図書館等、身近な地域の読書環境の整備を進めます。

(2) 就学期への働きかけ

就学期は、「本に親しみ、本を活かす」ことにより、読書習慣を身につけ、知識を蓄え、心を豊かにしていきます。また、情報を読み解く力を身に付けて、社会の中で生きていくための糧や心の支えを育てていきます。

また、就学期には、身近な学校図書館が強い味方になり、さらに本を通じた友人等との交わりは、読書をいっそう味わい深いものにします。

ア 学校全体での読書習慣づくりと学校図書館を活用した学習活動に取り組む推進体制を整備します。

イ 学校図書館の充実と活性化を図るため、資料・設備の充実、人的配置の促進に努めます。

ウ 家庭・学校の読書活動を支援する市立図書館等、地域の読書環境を整備します。

エ 地域で子どもを育む取組の中で、読書に親しむ活動を奨励します。

(3) 成人への働きかけ

成人が豊かな読書生活を送り「本と生きる」ことは、様々な知恵と知識を地域にもたらし、地域全体の活性化へとつながり、次世代へ「本を伝える」ことに結びつきます。

また、子どもたちが読書への関心と興味をもつ大きな原動力の一つは、大人が読書をしている姿や読書活動に取り組む姿にふれ、その熱意を感じることです。

ア 大人自身の読書活動の啓発と読書環境の整備に努めます。

イ 親子読書など、家庭での読書活動を促進します。

ウ 地域における読書推進活動への参加を働きかけます。

(4) 障がいのある子どもへの働きかけ

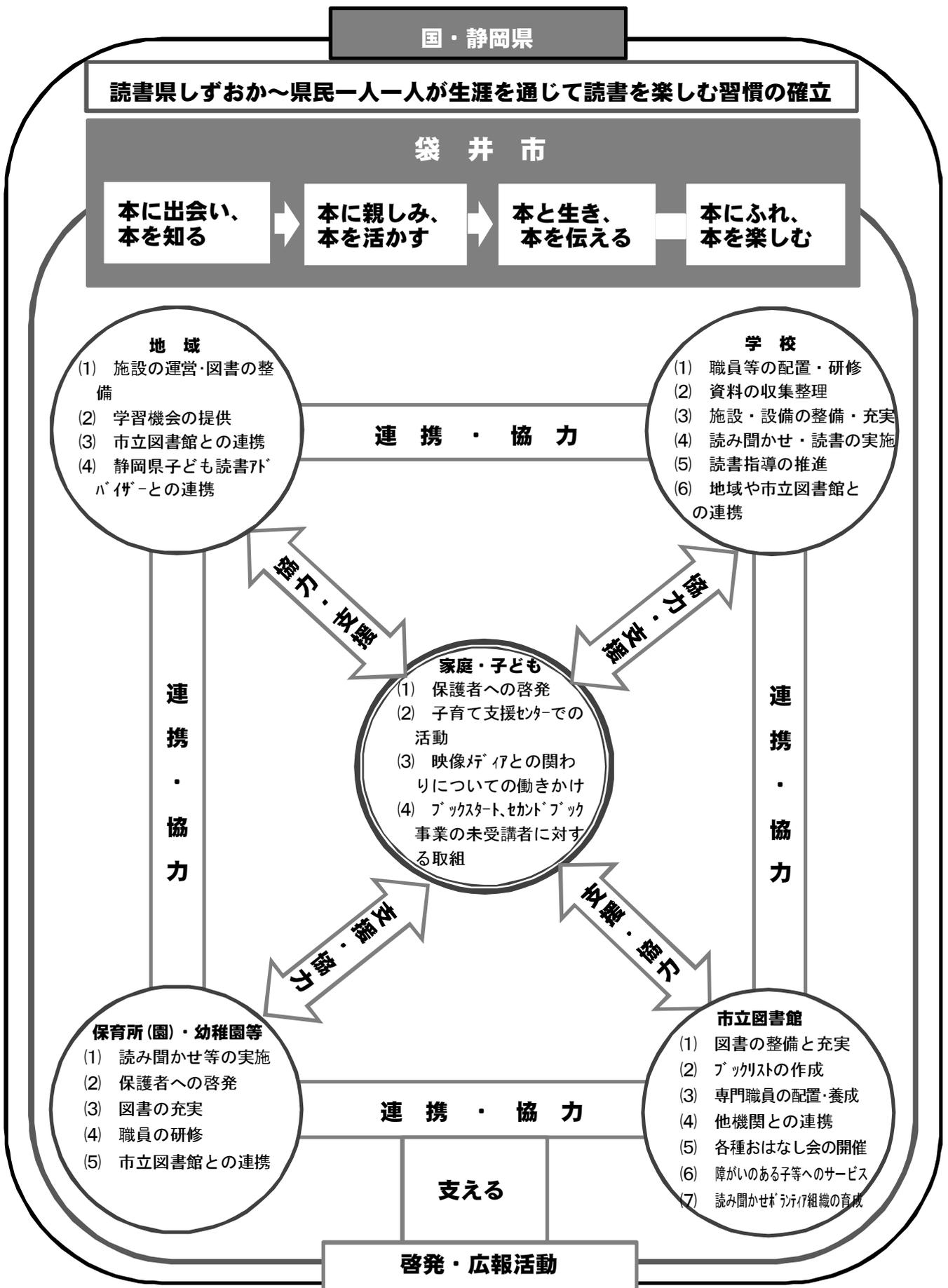
活字を読むことに障がいのある子どもが「本にふれ、本を楽しむ」ため、優れた実践事例をもとに、障がいの状態やさまざまな言語に応じた選書や視聴覚機器の紹介等により豊かな体験ができるよう支援します。

また、家庭との情報交換、学校図書館ボランティアや点訳・音訳ボランティア等の活用を図り、継続的・効果的に児童・生徒の読書環境の充実を図ります。

ア 家庭や学校の読書活動を支援する市立図書館や公民館等、地域の読書環境を整備します。

イ 地域で実施する障がいのある子とふれあう取組の中で、読書に親しむ活動を奨励していきます。

袋井市子ども読書活動推進計画の体系「子どもが本を楽しむまちをめざして」



第2章 施策の方向性と取組

本推進計画は、子どもが日常生活の中で立ち寄り、ありとあらゆる場所に、子どもの本が配置され、子どもが1人で静かに本を読んだり、子ども同士でお互いに、あるいは親が子に絵本や童話を読み聞かせたりすることで、本を介して楽しいひとときを過ごすことを基本に策定しています。なお、取組に当たり、「子どもが本を楽しむまちをめざして」をこの計画のキャッチコピーとしています。

1 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場でもあります。あらゆる物事への興味や関心を持つ子ども時代に、読書に対する興味や関心を培うことは子どもの成長にとっても重要な意味を持ちます。

特に、乳幼児期に保護者などから1日5分から10分程度、絵本を読んでもらい、絵本やおはなし、語りかけられることの楽しさを十分に味わうことは、温かい人間関係を育むとともに、子どもに安らぎをあたえ、精神的な安定感や身近な大人や周りの大人への信頼感を養い、ひいては基本的な生活習慣や自主性を培っていきます。

また、それは同時に、子どもの聞く能力や言葉に対する感性を高めることにつながり、言葉の土壌を豊かにし、今後の人生を生きる力となります。このことから、子どもと保護者など身近な大人の双方が、家庭での読書の楽しさを知ることができるようになります。



(1) 現 状

ア 乳児とその保護者が、絵本を通して温かく楽しいひとときを持つことができるように、保健センターでは、7ヶ月児相談の機会にブックスタート^{*2}を、2歳児相談の機会にセカンドブック^{*3}事業を実施しています。

*1 子どもたちに声を出して本を読んであげること。複数の子どもを対象にした読み聞かせは、一般的に絵本を使って行うことが多い。

*2 地域の保健センターで行われる0歳児相談の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。赤ちゃんと保護者が絵本を通して、温かく楽しい本のひとときを持つことをめざしている。本市では平成19年度より開始した。

イ 子育て支援センターでは、乳幼児期から読み聞かせや読書を進めるため、児童用図書を整備して、訪れる親子に提供しています。

ウ 地域巡回型子育て支援センター事業「くるクル^{*4}」では、読み聞かせを行い、子ども同士、保護者同士が楽しく交流できる場所を提供しています。

エ 各支援センターでは、市立図書館を中心に、読み聞かせの意義や子どもに読んであげたい本についての情報を保護者に提供するため、子どもと本の関わりについての講座を開催しています。

オ 市立図書館では、ブックスタート、セカンドブック実施後の親子に対し、読書の継続を呼びかけるフォローアップ事業として、乳幼児向けのおはなし会、2歳児向けおはなし会を開催しています。

(2) 課題

ア 子育て支援センターや市立図書館等が、個別にそれぞれ実施している読み聞かせは、必ずしも子どもの成長を見据えた一貫性をもったものになっているとはいえないことから、調整を図ることが必要です。

イ 各家庭では、乳幼児がテレビやビデオ、携帯情報端末（スマートフォンなど）などに触れる機会が多くなってきています。日本小児科医会^{*5}では、2歳までのテレビ・ビデオの視聴を授乳中や食事に限らず控えるよう呼びかけをしているため、本市でも、さらに呼びかけをすることが必要です。

ウ ブックスタート、セカンドブックの受講者は90%以上の高い受講率となっていますが、未受講者に働きかけて受講を促すことが必要です。

エ 妊婦の時期から絵本の大切さを啓発をすることが必要です。

オ 家庭で読書を楽しむための「おすすめの絵本・本のリスト」を作製することが必要です。

*3 地域の保健センターで行われる2歳児相談の機会に、ブックスタートのフォローアップ事業として、すべての幼児と保護者に2歳児向けの絵本やわらべうたを紹介し、絵本を手渡す。本市では平成26年度より絵本などの紹介を開始した。なお、29年度より絵本の配付を開始する。

*4 地域の公共施設等を巡回する子育て支援事業で、平成17年10月より開始した。「くるクル」の会場では、遊びや読み聞かせなどが行われている。

*5 2003年社団法人日本小児科医会が、「子どもとメディア」の問題に関する提言を行う。この提言で、テレビ・ビデオ等の問題点をあげ、“2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控えましょう”等5項目の具体的提言をしている。

(3) 推進項目

ア 保護者への啓発

- ◆ 保護者が集まる機会に、保護者に対して引き続き読書や読み聞かせ、語りかけの重要性について啓発をします。
- ◆ 妊娠中から保護者に、絵本の大切さについて啓発をします。
- ◆ 家庭で読書を楽しむため「おすすめの絵本・本のリスト」の作製をします。

イ 子育て支援センターでの活動

- ◆ 継続的に絵本と出会う機会を提供できるように、各センターで個別に実施している読み聞かせを、子どもの成長を見据えた一貫性を持ったものに見直していきます。
- ◆ 各支援センターに、子どもの発達段階にあった本を設置します。また、傷んだ本や古くなった本の入れ替えをしていきます。
- ◆ 保護者に、支援センターの担当職員と市立図書館職員が連携し、本や子ども読書の情報を提供します。

ウ 映像メディアとの関わりについての働きかけ

- ◆ テレビ・ビデオや携帯ゲームといった「映像メディア」は、子どもの成長に大きな影響を及ぼすため、その適切な関わり方について啓発をします。
また、関係部署と連携し、保護者と子どもで映像メディアを上手に利用するルールづくりを進めます。

エ ブックスタート、セカンドブック事業未受講者に対する取組

- ◆ ブックスタート、セカンドブック事業未受講者に対し、保健センターと連携し、家庭訪問等の働きかけをしていきます。

(4) 推進目標

- ア 本に親しむ子どもの割合の前計画の目標値は80%ですが、実績値が83%と目標値を上回っていることから、前計画より5%アップし、85%とします。
- イ 育児相談が未受講の乳幼児や親が、訪問しても病気などの理由により、面会できない場合があるので、目標値をそれぞれ95%にします。

目 標 項 目	平成27年度実績	平成33年度目標
1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	83.0%	85%
ブックスタート受講率	93.1%	95%
セカンドブック受講率	91.9%	95%

2 地域における読書活動の推進

地域には、公民館や児童館・放課後児童クラブ・保健センター等、子どもの健全な育成を支援する施設や子ども会・自治会・育児サークル・読み聞かせ活動団体等、子



どもと深くかかわる組織が数多くあります。それらの施設や組織は、地域での子どもの読書活動の推進においても効果が期待できる場であるため、子どもが読書に親しむ多様な機会を各施設・組織に提供し、読書環境を充実します。

(1) 現 状

- ア 公民館では、公民館図書室*6を設置しており、図書を整備して貸出しています。
- イ 一部の公民館では、読み聞かせなどの事業を行っています。
- ウ 放課後児童クラブでは、図서가整備されていないため、市立図書館からの団体貸出などの図書を利用しています。
- エ 児童館では、自館で図書を整備しています。また、市立図書館からの団体貸出などの図書を利用しています。
- オ 保健センターでは、乳幼児向けの図書を整備しています。

(2) 課 題

- ア 公民館図書室の図書管理は、人手不足のため、整理がいきとどかず、また、図

*6 公民館に付設された図書室。公民館の目的を達成するために、図書・記録・資料等の収集や貸出を行う。公民館と図書館との連携の接点にあり、図書館のサービスポイントとして位置づけがされている。袋井市の場合独立した部屋は設置せず、「図書コーナー」としているところが多い。

書が古く更新がされていないことから、整備することが必要です。

イ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス^{*7} 職員に、子どもの読書に関する研修を、市立図書館職員等により、実施することが必要です。

(3) 推進項目

ア 施設の運営と図書の実

- ◆ 公民館図書室には、多数の図書がありますが、いずれも購入して時間の経過したものも多く、新鮮さと魅力に欠けるため、図書の更新等に努めます。
- ◆ 公民館では、図書の貸出管理を利用者自ら行っていることから、利用者が処理しなくて済むように、貸出事務を簡素化します。
- ◆ 市立図書館から放課後児童クラブ等へ図書の貸出を引き続き行い、子どもの読書活動への理解促進や各施設の読書活動を充実していきます。

イ 学習機会の提供

- ◆ 公民館で行われている乳幼児家庭教育学級や小学校家庭教育学級の学習項目の中に子ども読書についての学習を引き続き入れていきます。

ウ 市立図書館との連携

- ◆ 市立図書館と連携して、図書や子どもの読書に関する情報を提供します。

エ 静岡県子ども読書アドバイザーとの連携

- ◆ 市内の静岡県子ども読書アドバイザーと連携し、ブックリストの作成等を行います。

3 保育所・幼稚園等における読書活動の推進

幼児にとって、保育所（園）、幼稚園、幼保園は、家庭と同様に長い時間を過ごす場所のため、日常的に、保育士、幼稚園教諭、保護者、ボランティア等が、絵本などの読み聞かせを行うことで、すべての幼児が、家庭での読み聞かせの多寡にかかわらず、その楽しさを体験できます。

このことから、各園において、絵本コーナーの充実等の環境整備に取り組みます。

^{*7} 放課後等デイサービスは、2012年4月に定められた児童福祉法としての事業。障がいのある、主に6歳～18歳の就学児童・生徒（小学生・中学生・高校生）が学校の授業終了後や長期休暇中などに利用する施設である。学校外で集団生活を行う機会や居場所をつくり、障がいのある子どもたちを持つ家庭を支えるために創設され、障がい児の学童保育とも表現される。

また、子どもの発達段階や障がいの状態に合った絵本の読み聞かせ等を行うため、子ども支援室、子ども早期療育支援センター、市立図書館等と連携し、保育士、幼稚園教諭への研修を更に充実します。



(1) 現 状

ア 市内各園では、保育士や幼稚園教諭による読み聞かせが日常的に行われ、絵本に触れる機会を大切にしています。

また、市立図書館を訪問したり、市立図書館の団体貸出を利用したりすることで、本の楽しさを幼児や保護者に伝えています。

イ 家庭での読み聞かせを実施するよう保護者に啓発活動を行っています。

ウ 保育士、幼稚園教諭は、子どもの発達段階に応じた読書の推進を図るため、研修を受講しています。

(2) 課 題

ア 市内各園には、絵本等が少なく、古くなっても更新がしにくいことから、図書の補充や購入が必要です。

イ 子どもの発達段階に応じた読書の推進を図るため、保育士、幼稚園教諭等の研修を実施していますが、更に職員の人事異動を補う研修も必要です。

(3) 推進項目

ア 読み聞かせ等の実施

◆ 子どもの発達段階に合った絵本を用いて、日常的な読み聞かせやストーリーテリング^{*8}を、続けていきます。

イ 保護者への啓発

◆ 公民館活動等と連携し、保護者に、家庭でも子どもの発達段階や理解に応じ

*8 「物語、お話を覚えて語って聞かせること」で素話、語りとも言われる。読み聞かせと違い、絵本を使わないので、おはなしを聞いて自分で想像しながら、楽しむことができる。

て、日常的に読み聞かせをするように啓発をします。

ウ 図書の実

- ◆ 子どもの発達段階に沿った図書の貸出ができるように、関係部署の理解・協力を得て、図書の充実、更新を図り、すべての子どもが日常的に本に親しめるように環境を整備します。
- ◆ 障がいのある子どもに、市立図書館と連携して、障がいや発達の状況に合った選書をしていきます。

エ 職員の研修

- ◆ 子どもの発達に応じた読書の推進を図るため、また、保育者が保護者からの子どもの読書に関する質問に適切に対応できるように、保育士、幼稚園教諭の研修をします。

オ 市立図書館との連携

- ◆ 子どもたちがさまざまな本と出会えるように、引き続き、市立図書館を訪問したり、団体貸出の図書を利用したりします。
- ◆ 子どもに対する読み聞かせの促進を図るため、市立図書館と連携して、保護者等に読み聞かせの啓発等の支援をしていきます。

4 学校における読書活動の推進

学校は、各教科の学習や特別活動、総合的な学習の時間等を通して子どもの読書習慣の形成に関して大きな役割を果たしています。また、学童期における良質な本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げるものであり、思春期における読書は、自



我の確立に大きな影響を与えます。

さらに、学習においても、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、各教科を通じて言語活動の充実を図ることが重要視されています。

このため、平成5年度に示された国の学校図書館図書標準^{*9}や平成28年12月に示された学校図書館ガイドラインに沿って、学校図書館^{*10}が、児童・生徒の豊かな心を育む場となるように、また、言語に関する能力並びに情報の収集・選択活用能力の育成を図るため、図書資料の整備はもとより、担当職員を配置し、子どもの発達段階や障がいの状況に合った読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的な読書活動を推進することにより、人間形成や学習活動を支援します。

(1) 現 状

ア 小中学校では、学校図書館の図書の充実を図るとともに、学校図書館を利用した学習活動をしています。

イ 袋井市内の小学校2年生または3年生を対象に袋井図書館と連携し実施している「茶の間ひととき親子読書」事業では、読書の幅を広げ、また、家庭における親子読書活動を進めています。

ウ 小中学校では、授業開始前に一定時間を設けて一斉に読書を行う「朝読書^{*11}」の実施や、教諭や地域ボランティアによる読み聞かせの実施など、本との触れ合いを大切にした教育を進めています。

エ 司書教諭^{*12}、学校司書^{*13}、市立図書館職員が協議をして選定した、子どもたちに推薦したい図書を市内の小中学校に「フーちゃん文庫」として配付し、利用を呼びかけています。

オ 司書教諭を、すべての小中学校に配置しています。また、学校司書を配置して各学校を巡回しながら、図書の整備や調べ学習等を支援しています。

カ 高校では、ボランティアによる読み聞かせを実施しているところがあります。

*9 公立の義務教育諸学校で、学校図書館の図書の整備・充実を図る際の目標として、平成5年度に設定されたもの。

*10 児童・生徒及び教職員の学習・教育・研究などの活動を進めるため、図書等を収集整理・保存して利用に供する学校内の施設。学校図書館法によって、小中高等学校に設置が義務づけられている。

*11 朝の読書活動。始業前、10分間程度、児童・生徒・教職員全体が本を読む活動。

*12 学校図書館法に規定された学校図書館の専門的業務にあたる職員で、教諭であることが前提とされている。平成15年度より、小規模校を除き、司書教諭の配置が義務づけられたため、学校図書館の読書センター化、学習・情報センター化に伴い、その役割は重要になっている。

*13 学校図書館が充分活用されるように、図書館を整備し、サービスを行う職員。司書教諭と協力して、学校図書館の機能を充実させる役割を担っており、現在、県下でも学校司書を配置する自治体が増えてきた。袋井市の場合「学校図書館サポーター」という名称で配置している。

ケ 中高校生の一部生徒が、市立図書館で職場体験学習を行い、図書館を職場としての視点で理解する機会としています。

コ 各学校では、インターネットが整備され、知りたい情報が検索できます。

(2) 課題

ア 学校司書は、全校を巡回していますが、読書活動をさらに充実するために、学校司書の増員が必要です。

イ 司書教諭は、読書推進や図書館業務のための時間がまだ充分でないことから、司書教諭として業務に携わる時間の拡大が必要です。

ウ 「茶の間ひととき親子読書」事業の配本図書について、管理上の問題から家庭に持ち帰って利用されていないので、何らかの改善が必要です。

エ 県立袋井特別支援学校職員と市職員が連携、協力して、生徒に必要な支援等を行うことが必要です。

(3) 推進項目

ア 職員・学校司書・図書ボランティアの配置・研修

◆ 学校図書館に一定時間、職員を配置し、図書の更新や整頓を行うようにします。また、児童生徒や教師に、読みたい本や知りたい情報・資料を提供できるようにしていきます。

◆ 学校司書は、司書教諭と連携・協力し、子どもが自由かつ気軽に図書を借りることができるように、学校図書館の開館時間を拡大していきます。

◆ 司書教諭の役割を果たすために、校務分掌の見直しなど、教職員間の協力体制を築き、司書教諭としての時間を確保していきます。

◆ 司書教諭は、学校における読書活動計画や、学校図書館の運営についての教員研修を行い、校内の教員の資質向上を目指していきます。

◆ 学校司書、図書ボランティア等は、よりよい学校図書館運営を行うため、子どもへの対応の仕方や、図書館業務についての研修をしていきます。

イ 資料の収集整理

◆ 司書教諭としての時間の確保により、学校図書館の管理運営の向上及び利用

促進を図り、資料の選択・収集、情報提供や読書活動、調べ学習*14などに適切な助言と、学習に関係する図書や資料の紹介を行い、児童・生徒の学習活動を支援します。

- ◆ 学校図書館図書標準の達成を目標に、また、児童・生徒の興味や関心に応じて、傷んだり、古くなった図書の更新や新規に図書を購入していきます。
- ◆ 発達段階や地域の特性などに配慮した市推薦図書（フーちゃん文庫）の選定を行い、図書資料を計画的に提供します。
- ◆ 授業に役立ち、また、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応えるように、魅力的な図書資料や視聴覚資料等を提供します。
- ◆ 障がいのある児童・生徒の読書活動推進のため、ニーズに合った本（絵本、布絵本、点字絵本、外国語の本等）を学校図書館や学級に配置していきます。

ウ 施設・設備の整備・充実

- ◆ 魅力ある本を自由に読めるスペースの確保、利用しやすい設備・資機材を整備していきます。
- ◆ 学校図書室を使用して授業ができるように、環境整備に努めます。

エ 読み聞かせや読書の実施

- ◆ 地域ボランティア・保護者ボランティアや教諭による読み聞かせやストーリーテリング等を定期的の実施し、読書の習慣づけをしていきます。
- ◆ 家庭での読書時間が減少傾向にあるため、学校生活の中で読書の時間を確保するように努めます。

オ 読書指導の推進

- ◆ 学校図書館では、配架や展示を工夫し、子どもたちが利用しやすいように環境整備をします。
- ◆ 市立図書館と連携して、「茶の間ひととき親子読書」事業の配本図書を、積極的に活用していきます。
- ◆ ブックトーク*15・調べ学習・アニメーション*16・読み聞かせなど多種多様な読

*14 学び方を学ぶ学習として、子どもが自分自身の力で課題を設定し、その学習課題の解決に向けて学習計画を立て、調査・研究をし、解決を図っていく学習活動の形態である。

*15 本と子どもを結びつけるための児童サービスの一環として発展したもの。あらかじめあるテーマのもとに、何冊かの本を集め、グループの子ども前でそれらのあらすじや著者紹介などを含めて、順序よく紹介する方法をいう。

*16 スペインで生まれた読書教育法であり、あそびのスタイルによって、本の読めない子どもを読めるように導こうとする試み。

書活動を推進していきます。

- ◆ 保護者に読書の大切さを広めるため、学校だより等で啓発をします。
- ◆ 学校で読書指導計画を立て、読書活動を支援します。
- ◆ 優れた読書活動の先進事例を収集して、図書館運営に活用していきます。

カ 地域や市立図書館との連携

- ◆ 保護者や地域の人材による学校図書館ボランティアにより、司書教諭や学校司書等の指導のもと、学校図書室運営のサポートをします。
- ◆ 学校図書館の地域開放が可能な場合は、本来の学校教育の活動に支障を来さない範囲で、それぞれの学校で、実情に応じて検討をします。
- ◆ 授業において必要な図書等について、市立図書館が支援をします。
- ◆ 図書や子どもに関する読書の情報を、市立図書館や公民館活動と連携して提供します。

(4) 推進目標

ア 子どもの1か月間の目標読書冊数

子どもたちが、じっくりと本に向き合い、深く読み込み、楽しむことは、考える力や表現する力が養われ、豊かな心が育まれます。このため、1か月の目標読書冊数を、今までの実績を考慮して、小学校低学年では23冊、中学年では11冊、高学年では6冊、また、中学校では4冊とします。

なお、市の読書調査結果では、読書冊数の目標値を達成していますが、児童・生徒が読んでいる本の内容については、安易なものに偏っている傾向が見られることから、個々の読書段階に合った推薦図書やその類似本を読むことなど、本の内容についても、適切な評価を行い、指導していきます。

イ 学校の図書標準を達成している学校数の割合

公立の義務教育学校では、児童・生徒の健全な教養を育成するために、学校図書館図書標準等に沿った、計画的な図書の整備が求められています。

市内における小中学校の図書標準の達成率については、小学校が83%であり、中学校については全校達成できていないため、達成している学校数の割合を5年間で、100%にします。

ウ 学校図書館に学校司書を配置している割合

平成9年6月に「学校図書館法」が改正され、平成15年度から12学級以上の学校において司書教諭の配置が義務づけられました。

また、これからの学校図書館は、児童・生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能が求められています。このことから、平成17年度から学校司書を配置して、全小中学校を巡回し、学校図書館の充実や読書活動の推進を図っているところです。今後、さらに学校図書館を充実するため、増員をしていきます。

エ 司書教諭としての担当時間

司書教諭については全校配置がされていますが、司書教諭としての担当時間が確保されにくい状況であるため、今後は司書教諭としての担当時間を週2時間程度確保するようにしていきます。

NO	目 標 項 目	平成27年度実績	平成33年度目標
1	本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	新規	80%
2	朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合	新規	100%
3	子どもの1か月の目標読書冊数	小学校低学年 22.1冊 中学年 10.4冊 高学年 5.4冊 中学校 3.2冊	小学校低学年 23冊 中学年 11冊 高学年 6冊 中学校 4冊
4	学校の図書標準を達成している学校数の割合	小学校 83% 中学校 0%	小学校 100% 中学校 100%
5	学校図書館に学校司書を配置している割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
6	司書教諭としての担当時間	週1.4時間	週2時間

5 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は、すべての市民に対して開かれた施設であり、気軽に本と親しむことができる場所です。子どもが本と出会い、本の楽しみを知り、様々な読書体験ができるように、子どもの言葉や心の成長を支える質の良い図書が子どもと読書について学んだ児童サービス専門職員によって選び抜かれ、子どもと本を結びつけるための活動を行う機関であります。



市立図書館は、市内すべての子どもと子どもの本にかかわる人々をサポートし、子どもの自発性を尊重しながら、個々の発達段階に応じた働きかけを行い、次世代を担う子どもたちの健やかな成長に資する取り組みを推進し、大人を含むすべての市民の読書活動を支援します。

(1) 現 状

市立図書館における児童サービスとして、児童書の充実を図るとともに、年齢に応じた読み聞かせなどの事業を進めています。

ア 月見の里学遊館図書館分室では、幼児、児童への読み聞かせやボランティア活動の参考となるよう勉強会を開催しています。

イ 保育所や幼稚園等に対する「貸出文庫」、市内小学校の2年生または3年生に対する「茶の間ひととき親子読書」用図書の貸出、浅羽中学校区の保育所や幼稚園等を対象に読み聞かせ、児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブ等に図書の貸出を行っています。

ウ 子どもに読んであげたい本を紹介する「新・おはなし会で読んであげたい絵本リスト」を刊行して、図書館でのおはなし会や読み聞かせボランティア等に配付し、多くの子どもや団体への読み聞かせ等市内で行われるさまざまなおはなし会で活用されています。

また、読み聞かせから一人読みへのスムーズな移行ができるように、幼年童話

リスト「この本よんだよどの本よもうか」を刊行して、市内のすべての4歳児に配布しています。

エ 市立図書館に訪れた保育所・幼稚園児や小学生等に、また、市立図書館から幼稚園や保健センターを訪問して、読み聞かせを行う事業を展開しています。

オ 「おはなし会」等は、個人やグループのボランティアの協力により進められている部分も多いため、ボランティアの勉強会や講演会を開催しています。

カ 市内の学校に勤務する教諭に「学校貸出専用カード」を発行することで、授業等で使用する図書を50冊まで利用可能にしています。

キ 中高校生が、本に興味を持つ機会をより多くするために、中高校生向け資料の収集に努め、ヤングアダルトサービス*17を推進しています。

ク 子ども読書活動推進講演会を毎年開催しています。

ケ 子ども向け図書館だよりを作成し、保育所（園）、幼稚園、幼保園、小・中学校、高等学校に配布しています。

(2) 課題

ア 司書が配置され、児童書など資料の収集や読書活動を推進していますが、利用者個々の相談等対応が充分でないため、司書を増員するなどの対応が必要です。

イ 児童サービスは、専門職員による奉仕や研究ができず、また、担当した職員も自己研修の部分が多く、サービスが充分でないため、専門職員を配置するなどの対応が必要です。

ウ 乳幼児向けおはなし会、2歳児向けおはなし会を袋井図書館、浅羽図書館で実施しているので、月見の里学遊館図書館分室でも実施することが必要です。

エ 読み聞かせボランティアの養成・指導が求められているので、担当する職員の配置が必要です。

(3) 推進項目

ア 児童図書コーナーの図書の整備と充実

◆ 調べ学習や読書案内など様々な児童サービスに対応できるように、児童図書

*17 主に10代の読者あるいは利用者を児童と成人の中間に位置し、独特の配慮をする利用者として、図書館等で意識して称するときに使う用語。YAサービスと略することが多い。

コーナーを整備していきます。

- ◆ 子どもたちに読書の楽しさが伝わるように、資料収集方針及び選書基準に沿って、図書の収集・提供をします。
- ◆ 調べ学習に対して、内容の古くなった図書の更新を行うとともに、物語など長く読み継がれている図書の更新を行い、魅力的な図書構成を目指します。
また、調べ学習の手引きとなるよう「パスファインダー*18」を作成します。

イ ブックリストの作成

- ◆ 年齢に応じた読み聞かせや親子読書に利用できるよう、発達段階毎にブックリストを作成します。

ウ 専門職員の配置と養成

- ◆ 各図書館に司書が配置され、児童書に関する資料の収集と読書活動の推進を行っていますが、充分ではないため、増員して充実していきます。
- ◆ 児童サービス専門職員の養成を図り、子どもの読書推進や調べ学習の質問に対応できるようにしていきます。

エ 保育所（園）、幼稚園、幼保園、学校、地域との連携

- ◆ 保育所（園）及び幼稚園、幼保園、児童館、子育て支援センターや放課後児童クラブ等に対する「貸出文庫」や小学校2年生、3年生に対する「茶の間ひととき親子読書」等へ、引き続き、図書の貸出をしていきます。
- ◆ 市立図書館と学校図書館との間で、資料の貸出や定期的な情報交換等、連絡・調整をしていきます。

オ 各種おはなし会の開催

- ◆ 年齢に応じた「おはなし会」や、夏季における「緑陰おはなし会」「けいべんおはなし会」、絵本に関する勉強会を開催します。また、ストーリーテリングを実施し、未就学時から「耳から聞く物語」に触れる機会を持つようにすることで活字を自ら読む読書へと導いていきます。
- ◆ 幼稚園、学校等を訪問して、「おはなしマラソン*19」などの読み聞かせをしていきます。
- ◆ 園児・児童を市立図書館に迎え、利用案内と読み聞かせをします。

*18 特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内。

*19 浅羽中学校区の幼稚園にボランティアや図書館職員が出向き、読み聞かせ等を行う活動。

カ 障害のある子どもへのサービス

- ◆ 障害のある子どもたちのために「点訳本」、「録音図書」、「大活字本・絵本」、「布の絵本」等の資料の収集に努めます。
- ◆ 特別支援学校等への要望調査を行い、必要なサービスを検討し、利用促進を図ります。

キ 外国人の子どもへのサービス

- ◆ 外国人の子どもや異文化に関心を持つ子どもと保護者のために、英語・中国語・ポルトガル語等の図書を整備します。特に乳幼児向けの絵本の充実を図ります。

ク 読み聞かせボランティア組織の育成

- ◆ 市立図書館では、3館それぞれに読み聞かせボランティアが活動していますが、方針や内容については、各図書館に任されているため、各館のボランティアの組織統一を検討します。また、団体間の情報を共有化します。

ケ 情報発信の多様化

- ◆ 図書館だよりや図書館ホームページなどにより、様々な利用者に対応した情報発信に努めます。
- ◆ 親子と一緒に読書する家庭が増え、また、親子で図書館を利用することが増えるように、広報・啓発をします。

コ 学習機会の提供

- ◆ 中学生、高校生等の職場体験学習を受入し、生徒の図書館や読書への関心、興味に繋げていきます。
- ◆ 保護者や地域で活動するボランティア等を対象に、読み聞かせ講座等を実施します。
- ◆ おすすめ本の展示や新刊絵本の勉強会を定期的を開催していきます。
- ◆ 市の子ども読書関係各課職員に、子どもの発達と読書との関わりについての研修会を実施します。

(4) 推進目標

ア 市立図書館の児童図書の冊数

平成27年度末現在での袋井市立図書館の児童図書の冊数は、102,503冊で子ど

も一人当たり（12歳以下）では、8.8冊です。

子どもの読書活動の推進を図るため、児童図書の本数を5年間で子ども一人当たり9冊とします。

イ 市立図書館の児童図書の年間貸出冊数

平成27年度末現在での袋井市立図書館2館1分室の児童図書の年間個人貸出冊数は、242,260冊で、子ども一人当たり（12歳以下）では、20.8冊です。この貸出冊数を、啓発・広報活動により、5年間で、子ども一人当たり25冊とします。

NO	目 標 項 目	平成27年度実績	平成33年度目標
1	市立図書館の児童図書の冊数 (12歳以下の子ども1人当たり)	8.8冊	9冊
2	市立図書館の児童図書の個人貸出冊数 (12歳以下の子ども1人当たり)	20.8冊	25冊

6 啓発・広報等

広く市民に「袋井市子ども読書活動推進計画（第3次）」を周知するため、様々な機会啓発・広報活動を行っていきます。

(1) 現 状

- ア 子ども読書活動推進の啓発ポスター等を作成して、PRをしています。
- イ 市役所や図書館、子育て支援のホームページや広報ふくろいによる情報提供をしています。
- ウ 市内医療施設等に児童図書リスト及び啓発ポスターを配布しています。
- エ 「読書週間」及び「子ども読書の日」に関連して、学校、図書館などで、読書啓発活動を実施し、子どもだけでなく、広く市民に広報しています。

(2) 課 題

- ア 国・県・市に限らず、近隣市町等から広く情報を収集し、家庭や地域等へ提供していくことが必要です。
- イ 書店や医療施設等に、読書活動と児童図書リスト及び啓発ポスターの配布の協力依頼をするため、広く事業のPRをすることが必要です。

(3) 推進項目

ア ホームページや広報紙による情報提供

- ◆ 市役所や図書館、子育て支援センターのホームページや広報ふくろいによる情報提供を引き続き行い、新たにSNS*20による情報提供をします。

イ 子ども読書活動推進啓発ポスター等の作成

- ◆ 本市における子ども読書活動推進計画のキャッチコピーを取り入れたポスター、しおり等を作成し、保育所、幼稚園、幼保園、学校、公民館、子育て支援センター、書店、医療施設等に配布し、事業のPRをします。

ウ 書店への協力依頼

- ◆ 市内の書店においては、それぞれに工夫をして、児童図書の販売などを行っています。今後は、市立図書館が作成したブックリストを配布し、子どもの読書活動の推進に、より一層の取組をしてもらうため、子ども読書推進協力店としての協力とPRをお願いしていきます。

エ 医療施設等への図書リストの配布

- ◆ 市内の医療施設等に、引き続き、市立図書館が作成したブックリストを配布します。

オ 「読書週間」及び「子ども読書の日*21」を通じての啓発・広報

- ◆ 「読書週間」及び「子ども読書の日」に関連して、保育所（園）・幼稚園、幼保園、学校、図書館等で、読書啓発活動を実施し、子どもだけでなく、広く市民に広報する機会にします。

カ 市立図書館での啓発・広報

- ◆ 子どもの読書に携わる方々のために「子どもの読書支援コーナー」を市立図書館内に設置します。

*20 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。「フェイスブック」「ツイッター」「インスタグラム」などが該当する。

*21 平成13年12月に制定公布された子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが、積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、設けられた日であり、4月23日をさす。

(4) 推進目標

NO	目 標 項 目	平成27年度実績		平成33年度目標	
1	「子ども読書の日」（4月23日）に関連して読書啓発に取り組んだ市立図書館、学校、幼稚園・保育所の割合	市立図書館	100%	市立図書館	100%
		小中学校	69%	小中学校	100%
		幼・保	新規	幼・保	100%
2	「読書週間」（10月27日～11月9日）に関連して読書啓発に取り組んだ市立図書館、学校、幼稚園・保育所の割合	市立図書館	100%	市立図書館	100%
		小中学校	75%	小中学校	100%
		幼・保	新規	幼・保	100%



平成29年4月

編集：発行 静岡県袋井市教育委員会（袋井市立図書館）

〒437-0027 静岡県袋井市高尾町19-1

電話：0538-42-5325 F A X 0538-45-0569

H P : <http://lib.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

e-mail : fukuroitosyokan@city.fukuroi.shizuoka.jp